

財団法人 新潟市体育協会新潟市スポーツ少年団本部規程

第1章 総 則

第1条 新潟市体育協会は、寄付行為第4条7項の事業を遂行するために、新潟市スポーツ少年団本部を設置する。

第2条 新潟市スポーツ少年団本部は、市内の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。
2 各区に区スポーツ少年団を置く。
3 区スポーツ少年団に関することは、別に定める。

第2章 目 的

第3条 新潟市スポーツ少年団本部（以下「本部」という）は、スポーツ少年団の普及と育成及び活性化を図り、もって青少年の健全育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本部は前条の目的達成するために次の事業を行う。

- (1) 育成計画の策定と実施
- (2) 団活動の普及・指導
- (3) 指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) 交流事業の実施
- (5) 体力テストの実施及び普及
- (6) 広報活動
- (7) 青少年スポーツに関する調査研究
- (8) 関係団体との連携
- (9) スポーツ少年団の顕彰
- (10) その他目的達成に必要な事業

第4章 登 録

第5条 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規定及び同規程施行細則を準用する。

- 2 登録は、区スポーツ少年団が各単位団を取りまとめて新潟市スポーツ少年団本部へ登録する。
- 3 本部は各区スポーツ少年団を取りまとめて新潟県スポーツ少年団へ登録する。
- 4 登録者は、別に定める登録料を納入するものとする。

第6条 登録の認定を受けたものが、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められる時は、常任委員会の議決により登録を取り消すことができる。

第5章 役 員

第7条 本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 2人以上3人以内
- (3) 常任委員 8人以上12人以内
- (4) 委員 10人以上20人以内

- 第8条 本部長、副本部長は委員総会で推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。
- 2 本部長は、本団を代表し団務を統括する。
 - 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

- 第9条 常任委員は、委員総会において委員の中から選出された者を本部長が委嘱する。
- 2 本部長は委員総会に諮って本会会長の推薦する理事及び学識経験者、それぞれ若干名を常任委員に委嘱することができる。

- 第10条 委員は次の各号から推薦された者があたる。
- (1) 種目別部会 10人以内
 - (2) 指導者育成強化部会 10人以内
 - (3) 区スポーツ少年団選出 各1人以上2人以内
 - (4) 本部長推薦 1人以上5人以内

- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員の任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

- 第12条 本部長は委員総会に諮って、市内外のスポーツ少年団に多大な貢献のあった者を顧問に委嘱することができる。
- 2 顧問は本部長及び常任委員会の諮問に応じる。
 - 3 顧問は常任委員会及び委員総会に出席し、意見を述べることができる。

第6章 会 議

- 第13条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、本部の事業計画、予算、事業報告、決算、その他事業に関する重要事項を議決する。ただし、緊急事項については常任委員会に委任することができる。
- 2 委員総会は年1回本部長が召集し、その議長となる。
 - 3 前項のほか、常任委員会が必要を認めるとき、または委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、本部長は2週間以内に臨時委員総会を召集しなければならない。

- 第14条 委員総会は委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし同一事項については再度召集したときはこの限りでない。
- 2 委員総会に出席できないときは、議決権を他の委員に委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

- 第15条 委員総会の議事は出席した委員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

- 第16条 常任委員会は、本部長、副本部長、常任委員をもって構成し、本部の団務を議決し執行する。
- 2 常任委員会は必要に応じて本部長が召集し、その議長となる。

第17条 常任委員会は構成員を2分の1以上が出席しなければ開会することができない。
2 構成員が出席できないときは、議決権をその他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

第18条 常任委員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第19条 区本部長会議は、本部長、副本部長及び区本部長をもって構成し、各区の事業計画を討議するとともに、各区スポーツ少年団間の調整をはかる。会議は必要に応じて本部長が召集し議長となる。

第7章 専門部会

第20条 新潟市スポーツ少年団本部に専門部会を置くことができる。
2 専門部会に必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第8章 会計

第21条 本部の予算は、本会の会計とし、補助金、寄付金、登録料及びその他の収入を充てる。
2 本会の会計規則により処理する。

第9章 事務局

第22条 本部の事務局は本会事務局に置く。
2 事務局に関する規定は別に定める。

第10章 本規程の変更

第23条 この規定は常任委員会及び委員総会の3分の2以上の同意を得た後、本会理事会の承認を得て変更することができる。

付則 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
2 財団法人新潟市体育協会新潟市スポーツ少年団本部規程（昭和43年4月1日）は廃止する。